

環境負荷低減事業活動（耕種農業）

環境負荷低減事業活動は、農林漁業者が行う農林漁業の持続性の確保に資する事業活動であって、耕種農業においては、以下のいずれかに該当するものです。

事業活動の分類	事業活動の内容
<p>土づくりと、化学肥料及び化学農薬の使用量の削減に資する生産技術を活用する取組を一体的に行う事業活動</p>	<p>以下の①～③のすべてを実施した生産方式による事業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ①有機質資材施用技術 (たい肥等有機質資材施用、緑肥作物利用) ②化学肥料低減技術 (局所施肥、肥効調節型肥料施用など) ③化学農薬低減技術 (機械除草、生物農薬利用など) <p>※各技術の具体的内容は、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(平成29年8月 埼玉県)」に記載しています。</p>
<p>温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動</p>	<p>以下の各生産方式による事業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸における省エネルギー化の取組 (ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入、再生可能エネルギーの利用など) ・農業機械の省エネルギー化の取組 (自動操舵システムを備えたトラクタ等の利用による燃料使用量の削減など) ・水稻栽培におけるメタンの排出抑制の取組 (秋季に耕うんを行う取組(秋耕)等によりメタンの排出を抑制) ・茶園土壌におけるN₂Oの排出抑制の取組 (茶の栽培において、窒素含有化学肥料又は有機肥料に代えて、硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料を施肥することにより、土壌からのN₂Oの排出を抑制) <p>※各生産方式の具体的内容は、「埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画(令和5年3月30日 埼玉県、63市町村)」に記載しています。</p>
<p>その他基本方針※第二の2の要件に適合する事業活動</p> <p>※環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針</p>	<p>以下の各生産方式など、農林漁業に由来する環境への負荷の低減に資すると認められる生産方式による事業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養液栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減 ・バイオ炭の農地施用 ・生分解性マルチの利用 ・プラスチック被覆資材の代替技術の導入 ・化学肥料・化学農薬の低減の取組と組み合わせた冬期湛水管理の実施